

生徒心得

1 基本的事項

- (1) 集団生活、社会生活の一員として規則を守り礼節を重んじる。
- (2) 校舎校具等公共物を大切にし、進んで環境美化に努める。
- (3) 身だしなみはつねに質素端正に留意する。
- (4) 校外生活では、周囲との調和を図り、社会の一員として適切な行動をとる。
- (5) 時間を厳守し、5分前行動を心がける。

2 禁止事項

次の各項を厳禁する。

- (1) 飲酒、喫煙（同席等の類似行為を含む）、暴力、交通法規違反その他の違法行為
- (2) 不健全な場所（未成年者及び高校生入場禁止箇所等）への出入
- (3) 考査、小テスト等での不正行為
- (4) 学校の許可を得ないアルバイト
- (5) 学校の許可を得ない原付・四輪等の運転免許受験及び取得
- (6) 平日、休日のいかんを問わず原付による登下校
- (7) 校内での宿泊を伴う活動
- (8) その他、生徒として、してはならない行為

3 注意事項

- (1) 身だしなみ

つねに質素端正に留意し、次のようなものや高価なものは避ける。

ア) 極端に肌をあらわにする上衣やズボン、短いスカート等

イ) 染色やパーマ、極端な技巧・段差を加えた髪型

ウ) 緊急時に素早く行動できない厚底・ヒール・ブーツ・ハイヒール・ミュール・サンダルなどの履物類

エ) 口紅（色つきリップを含む）・マニキュア・つけ爪・香水などの化粧

オ) カラーコンタクト・ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・ブレスレット・サングラス、その他の装身具類

- (2) 学校生活に不必要な持ち物

ア) 校内でのスマートフォンの使用については学習に必要な場合は使用して良い。

ただし、授業中は教員の指示がない場合は使用してはならない。

イ) 不必要な金品と危険物は所持しない。

現金など貴重品は自己管理に努め、所持品には記名をする。

- (3) 自転車登録

自転車通学者は生徒指導部に登録し、校内に乗り入れる自転車にはステッカーを必ずつける。

(4) 通学時の注意

- ア) 余裕をもって早めに家を出ること。
- イ) 交通ルールを守り、事故防止に努めること。
- ウ) バスの乗降は、秩序を守り敏速に行動し、混雑する場合においては一人でも多く乗車できるよう互いに協力すること。
- エ) 下校時にはなるべく単独の行動を避けること。
- オ) その他学校の定めた指示に従って通行すること。
- カ) ヘルメットを着用するよう努めること。

(5) 休業日の部活動、その他の行事の実施

顧問又は担任の付添指導のもとで行うこと。

(6) 下校時間

用のない者は早く下校することとし、平常授業日の完全下校は19時30分（冬季11月～2月は19時）とする。休日や長期休業中は18時とする。

4 届出を要する事項

(1) 住所を変更した場合

所定の用紙（事務室保管）に記入し、次の順に従って提出する。

保護者→担任→生徒指導部→教務

(2) 早退、欠課、外出したい場合

事前に担任まで届け出て、所定用紙に必要事項を記入し、担任印のある承認証を受け取る。担任不在の時は、当該学年で上記の手続きをする。ただし、外出の場合は、帰校後、担任（当該学年）に承認証をもどす。

(3) 遅刻・欠席の場合

遅刻で登校した場合は直ちに当該学年職員室で入室許可証を受けとり講座担当に提出する。なお、遅刻・欠席の連絡は、いずれも始業前に保護者から担任または事務室に必ず連絡する。

(4) 公欠を認められた場合

事前に担任に届け、講座担当にも自分で申し出る。

(5) 忌引・1週間以上の欠席の場合

保護者から担任へ連絡する。2週間以上病欠の場合、医師の診断書を添える。

（注）忌引きの規定

ア) 父母（父母に準じる保護者）・・・・・・・・・・7日

イ) 兄弟、姉妹、祖父母・・・・・・・・・・3日

ウ) 3親等までの親族・・・・・・・・・・1日

エ) ア及びイの法要参会・・・・・・・・・・1日

オ) 遠隔地における葬儀法要の場合は往復に要する日数を加算する。

(6) 学校感染症にかかった場合

「出席停止」となるので、医師より学校感染症と診断された時には学校へ連絡する。

ア) 本校指定の「感染症発生報告書（医師による記載）」または、医療機関で発行され

る証明書等（病名と欠席期間が、記載されているもの）を登校時に提出をする。

イ）学校感染症であっても、ア）の「感染症発生報告書」等の提出が難しい場合は学校の指示をあおぐ。

- （７） 校外で事故を起こしたり、補導を受けたりした場合
速やかに担任へ連絡する。
- （８） 校舎校具を損壊した場合（事由により自己弁償とする）
所定の用紙（事務室保管）に記入し、担任（部・同好会の活動中は顧問）を経て事務室へ提出する。
- （９） 校内での盗難、金品の遺失拾得その他異常のあった場合
担任または生徒指導部へ届け出る。

５ 許可を受けるべき事項

次の場合は所定の手続きを経て生徒指導部の許可を受け、遵守事項を守ること。

- （１） 校内での集会、署名運動、掲示、印刷物の配布、その他これに準ずることを行う場合
- （２） 校内での募金活動、物品の販売を行う場合
- （３） やむを得ない理由のため、靴以外で通学をする場合
- （４） やむを得ない理由のため、送迎などで校地内に車の乗り入れを行う場合
- （５） 特別の事情によるアルバイトを行う場合
- （６） 通学のために原付運転免許の取得をする場合
- （７） 就職やそれに準ずる理由で、普通車（四輪）・自動二輪運転免許の取得をする場合
- （８） 部活動で校外合宿等を行う場合

６「生徒心得」の見直しについて

- （１） 「生徒心得」は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものである。
- （２） 「生徒心得」は、社会の変化や必要に応じて適宜見直しをするものとする。
- （３） 「生徒心得」の見直しが必要だと判断した場合は、生徒議会、教職員、PTA の３者の意見聴取及び協議を踏まえ、校長が変更を決定しホームページに記載する。

交通安全について

1 自転車の乗り方

- (1) 自転車は道路の左側を、2台以上通るときは必ず一列になって通行すること。
- (2) 自転車で交差点を左折するときにはそのまま道路の左端にそって左折すればよいが、右折する場合にはできるだけ交差点の外側（左側端）にそって大きく回ること。
- (3) 交差点で、自転車横断帯が設けられている場合は、これを通して横断すること。
- (4) 自転車で走っている際、次のような場合では徐行や一時停止をすること。
 - ア) 踏み切り
 - イ) 「一時停止」の道路標識の立っているところ
 - ウ) 歩道を横切る場合
 - エ) スクランブル交差点
- (5) 自転車では次のようなことは禁止されている。
 - ア) 車道の右側通行
 - イ) 2人乗り
 - ウ) 手放し運転、片手運転、わき見運転
 - エ) スマートフォン、イヤホン（片耳含む）等を使用しながらの運転
 - オ) 安全地帯の通行
 - カ) ブレーキ、警音器及びスタンドを備えない自転車に乗ること
 - キ) 傘をさして自転車に乗ること→カッパを着用すること
 - ク) 夜間（日没時から日出時までの時間）にライトをつけないで乗ること（自転車が備えなければならないライトとは前照灯と夜間後方50メートルの距離から確認できる尾灯または同様の赤色の後部反射装置をいう）
- (6) 上記のことを含め、法令及びマナーを遵守すること。
- (7) 津駅西口から自転車を利用する生徒は、第四駐輪場か第二駐輪場の一部を使用すること（1・2年：第四駐輪場、2・3年：第二駐輪場、2年生は期間を決めてクラス毎に駐輪場を指定する）。

2 交通事故が起きたとき

- (1) 当事者（被害・加害も含む）
 - ア) 相手の身元、運転免許証を確かめること。
 - イ) 必ず警察に届けると共に医師の診断を受けること。
 - ウ) 保護者・学校にできるだけ速やかに連絡をすること。
- (2) 事故現場に居合わせたとき
 - ア) 援助を求められたときは進んで事故の処理に協力をすること。
 - イ) 交通事故を起こした車が逃げたときは負傷者を救護すると共にその車のナンバー、車種、型、色、進行方向などの特徴を確かめ警察に連絡をすること。

原付運転免許の取得に関する規則

県教委通知「高等学校交通安全指導要項（令和２年７月９日）」に基づいて次のように定める。

１ 原付運転免許の取得について

（１）生徒の原付免許の取得は原則として禁止する。

ただし、次に掲げるような場合は考慮することがある。

ア）自宅から最寄りの交通機関までの距離が著しく遠い場合（８ｋｍ以上）

イ）その他、特別の事情があり、校長がやむを得ないと認めた場合

（２）免許取得の手続き

生徒指導部が設けている別途手続き及び遵守事項を守ること。

（３）免許取得後

年に一度は県教委から案内のある「安全運転講習会」を受講する（費用は受講者負担）こと。

普通車（四輪）・自動二輪運転免許の取得に関する規則

県教委通知「高等学校交通安全指導要項（令和２年７月９日）」並びに、同通知に基づく内規「原付運転免許の取得に関する規則」に準じて次のように定める。

１ 普通車（四輪）運転免許の取得について

- （１） 生徒の普通運転免許の取得は卒業まで原則として禁止する。
ただし３年生に限り、次に掲げるような場合は考慮する。なお、合宿制自動車学校への入校は認めない。
 - ア）就職内定者で入社等の時点までに、普通運転免許の取得が採用またはこれに準ずる条件となっている場合
 - イ）進学をする者で、推薦等で既に進学先が内定している場合
 - ウ）その他、特別の事情があり、校長がやむを得ないと認めた場合
- （２） 免許取得の手続き
生徒指導部が設けている別途手続き及び遵守事項を守ること。

２ 自動二輪運転免許の取得について

- （１） 生徒の自動二輪免許の取得は卒業まで原則として禁止する。
ただし３年生に限り、次に掲げるような場合は考慮することがある。なお、合宿制自動車学校への入校は認めない。
 - ア）就職内定者で入社等の時点までに、自動二輪免許の取得が採用またはこれに準ずる条件となっている場合
 - イ）その他、特別の事情があり、校長がやむを得ないと認めた場合
- （２） 免許取得の手続き
生徒指導部が設けている別途手続き及び遵守事項を守ること。